

平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について

平成28年2月16日
相楽郡広域事務組合



平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が、2月15日(月)に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、平成28年度一般会計予算及び特別会計予算についてなど9件の議案が提出され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決・同意されました。

○提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
同意 第1号	相楽郡広域事務組合 公平委員会委員の選 任について	地方公務員法第9条の2第1項の規定による公平委員会の委員のうち、村城康裕委員の任期が本年3月27日に満了するので、同委員を再任するため、同条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。	同意 (全会一致)
議案 第1号	相楽郡広域事務組合 職員の給与に関する 条例の一部を改正す る条例について	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成27年8月6日に人事院勧告がなされ、平成28年1月20日に給与法改正案が成立されました。 本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給、地域手当及び勤勉手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものです。	可決 (全会一致)

議案 第 2 号	相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	改正消費者安全法が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、消費生活センターを設置する地方公共団体は、①消費生活センターの組織及び運営に関する事項、②消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項について、内閣府令で定める基準を参酌して条例を定めなければならないことを受け制定するものです。	可決 (全会一致)
議案 第 3 号	相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について	平成28年4月1日から施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第81条第2項の規定に基づき設置する審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定める条例を制定するものです。	可決 (全会一致)
議案 第 4 号	行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	平成28年4月1日から施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要となる関係条例を一括して、1本の整備条例として定めるものです。	可決 (全会一致)
議案 第 5 号	平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について	平成27年度一般会計予算から、歳入歳出それぞれ1,287万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,512万3千円とするものです。 歳出では、一般管理費の増額、相楽会館費、休日応急診療費、し尿処理費の不用見込額の減額等の補正を行い、歳入では、市町村分担金、し尿搬入量の減少による負担金、相楽会館使用料をそれぞれ減額し、浄化槽汚泥投入手数料の増額、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うものです。	可決 (全会一致)

議案 第 6 号	平成 27 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について	<p>平成 27 年度特別会計予算から、歳入歳出それぞれ 208 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,791 万 6 千円とするものです。</p> <p>歳出では、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金積立金の増額、休日応急診療費のうち、医薬材料費の減額補正を行い、歳入では、休日応急診療所の診療報酬収入、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うものです。</p>	可決 (全会一致)
議案 第 7 号	平成 28 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について	<p>平成 28 年度一般会計の予算総額を 3 億 6,500 万円と定めるものです。</p> <p>歳入の主なものは、分担金及び負担金が 3 億 3,894 万円。歳出の主なものは、総務費で 3,828 万 5 千円、衛生費で 3 億 1,504 万 5 千円です。</p>	可決 (全会一致)
議案 第 8 号	平成 28 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について	<p>平成 28 年度特別会計の予算総額を 2,460 万円と定めるものです。</p> <p>歳入の主なものは、財産収入が 739 万 2 千円、休日応急診療所収入が 1,720 万 5 千円。歳出は振興費で 739 万 2 千円、衛生費（休日応急診療所関係）で 1,720 万 8 千円です。</p>	可決 (全会一致)